詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示

【電子入札対象案件】

標記について、参加を希望する者は、下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

１　掲　示　日　令和元年 12 月 16 日(月)

２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

３　担当本部等　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部　首都圏入札課　電話：03-5323-4782

４　工事等概要

(1)　工 事 名　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）建設工事

(2)　工事場所　新潟県長岡市大手通二丁目他

(3)　工事内容　建設工事一式：鉄骨造、地上５階、延床面積：約 12,700 ㎡、主要用途：店舗、駐車場、一般車両整備台数 319 台以上（普通自動車：297 台以上、軽自動車：16 台以下、車いす対応（３階に整備）：６台以上）

(4)　工　　期　契約締結日の翌日から令和４年３月 31 日まで（予定）

(5)　工事の実施形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」等に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と入札説明書別添１「設計・施工に関する覚書」を交換し、実施設計図書を作成する。

③　上記②の実施設計図書が完成したときは、入札説明書別添１「設計・施工に関する覚書」に基づき、入札説明書別添２「工事請負契約」を締結する。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を締結する場合、下記５(11)①から④に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代

えることができる。紙入札方式に関する申請については、下記８(9)①に承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページ(以下「機構 HP」という。)より入手すること。(「機構 HP」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能)

⑦　本工事は補助金対象工事であるため、補助金の交付決定後（令和２年４月１日以降を予定）に別添１「設計・施工に関する覚書」を交換する。

５　競争参加資格

次の(1)から(15)に掲げる条件をすべて満たしている者又は(16)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(17)に掲げる競争参加資格の確認の手続により上記４に示す工事に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における平成 31・32 年度（令和元・２年度）の一般競争参加資格について、「建築工事Ａ等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、３者以内とし、「建築工事Ａ等級」の組合せ、「建築工事Ａ等級」と「建築工事Ｂ等級」の組合せ、もしくは「建築工事Ａ等級」と「建築工事Ａ等級」と「建築工事Ｂ等級」の認定を受けている者の組合せとする。(会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長等が別に定める手続に基づく再審査により「建築工事Ａ等級」、「建築工事Ｂ等級」の再認定を受けていること。)。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5)　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(6)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構 HP」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

(8)　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

(9)　総合評価に係る「施工計画」等が安全性、確実性、経済性等の観点から適正であり、不備なく記載されていること。

(10) 次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ)～ハ)に掲げる条件を満たすこと。

イ)　平成 21 年度から掲示日の前日までの期間に同種工事１(※)における新築設計実績を有する者（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）

ロ)　平成 21 年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後、引渡を済ませた同種工事１(※)の施工実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上（２者)、20%以上（３者）の場合のものに限る。)

※　同種工事１とは、「鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の４階建以上かつ延床面積 6,000㎡以上の施設建築物の建設工事（主要用途が住宅以外の建築物)」をいう。

ハ)　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者

ａ　当機構関東日本地区における平成 31・32 年度（令和元・２年度）建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者

ｂ　上記イ)の条件を満たす者。

②　共同申込みの場合は、次のイ)～ロ)に掲げる条件を満たすこと。

イ)　共同企業体の代表者は上記(10)①イ）及びロ）の実績を有すること。

ロ)　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成 21 年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後、引渡を済ませた同種工事２(※)の施工実績を有すること。

※　同種工事２とは、「鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延床面積 6,000㎡以上の施設建築物の建設工事（主要用途が住宅以外の建築物)」をいう。

ハ)　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記(10)①ハ）の条件を満たすこと。

(11) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。)。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成 21 年度から掲示日の前日までの期間に、上記(10)①ロ)に掲げる同種工事１について、上記①の有資格者として経験を有する者であること。(共同申込みの代表者以外の構成員にあっては上記(10)②ロ)に掲げる同種工事２について、上記①の有資格者として経験を有する者）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　同種工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

ｂ　同種工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(12) 平成 29 年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が 68 点未満である者については、次の条件を満たしていること。

① 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(13) 低入札価格調査対象となった場合には、上記(11)①から④に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(15) 施工体制に関し、次の要件を備えていること。

① 会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

② 施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門をそれぞれ設けること。

(16) 共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、上記(１)から(15)をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

① 各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては、20%以上であること。

② 代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

(17) 共同企業体としての資格の認定申請等

① 認定申請

本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記７(2)の申請書及び資料の提出に先立ち、入札説明書別添３「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」により、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「工事経歴書」を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

② 提出期間及び提出場所

提出期間：令和元年 12 月 16 日(月)から令和２年１月 17 日(金) までの土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日、午前 10 時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所：下記８(9)①に同じ

提出方法：持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

なお、提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

③　認定資格の有効期限

認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

6　総合評価に係る事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」等の評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙１「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点 100 点を与え、さらに、良好な提案等に上記(1)により加算点（最大 40 点）を与える。

(3)　落札者の決定方法

入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」「予定配置技術者」「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(２)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4)　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。

(5)　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において入札説明書別添２「工事請負契約書」及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と受注者間で施工計画・技術提案の履行に係る覚書を交換するものとする。

(6)　工事契約後、速やかに当機構が評価した「施工計画」に係る施工計画書を提出すること。

(7)　「施工計画」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、入札説明書別添２「工事請負契約書」及び覚書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

7　入札手続等

(1)　設計条件書及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

①　設計条件書及び現場説明書等の交付を希望する場合は、別添の FAX 専用の交付申込書（末尾に添付）を以下の期間に送信し、申し込むこと。

※　設計条件書等の交付方法を下記イ)、ロ)から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

イ）　設計条件書・現場説明書の PDF データを CD に収録し無償交付

ロ）　設計条件書を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書は PDF データを CD に収録し無償交付する。

※　ただし、いずれの場合も送料（宅配便による着払い）は、交付申込者の負担とする。

②　総務部首都圏入札課にて FAX 受領後、購入申込書を当機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

③　コピーセンターは、FAX 受領後（FAX 受領が午後以降の場合は、翌日扱い）、３営業日後（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務部首都圏入札課に電話にて確認すること。

なお、設計条件書及び現場説明書の交付に当たって、上記①ロ）の有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

④　受付期間・申込先・問合せ先

受付期間：令和元年 12 月 16 日(月)から令和２年１月 31 日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

申 込 先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ FAX：03 - 5323 - 4785（この番号は、総務部首都圏入札課のＦＡＸ番号）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話：03 - 5323 - 2574

(2)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。この場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404 円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

提出期間：令和元年 12 月 16 日(月)から令和２年１月 31 日(金) までの土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日、午前 10 時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所：電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、原本を次の場所に提出する（紙入札の場合は原本提出のみ)。

〒163－1382　東京都新宿区西新宿６－５－１ 新宿アイランドタワー17 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部　工務課　電話　03-5323-2437

②　資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料は、予め提出日時を上記①の提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）

提出期間：＜東京受付＞

東京受付を希望する場合は、提出希望日の３営業日前までに下記８(9)②に連絡し、日程調整をおこなうこと。

令和元年 12 月 16 日（月）から令和２年１月 31 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日、午前 10 時から正午及び午後１時から午後４時まで

＜長岡受付＞

長岡受付を希望する場合は、提出希望日の５営業日前までに下記８(9)②に連絡し、日程調整を行うこと。

令和元年 12 月 16 日（月）から令和２年１月 31 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日を除く毎日、午前 10 時から正午及び午後１時から午後４時まで

提出場所：＜東京受付＞上記①に同じ。

＜長岡受付＞〒940-0066 新潟県長岡市東坂之上町２－５-1 長岡ＳＴビル３階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
長岡都市再生事務所

(3)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の締切日時及び入札書の提出方法

受付日時：令和２年３月 26 日（木）午前 10 時から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、本部長の承諾を得た場合は、下記８(9)①に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

開札日時：令和２年３月 27 日（金）　午前 10 時

開札場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

8　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　請負代金額の 10 分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

(2)　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時において上記５に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(3)　落札者の決定方法　上記６(3)による。

(4)　上記６(3)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を入札説明書別紙５「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(5)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(6)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記７(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(7)　次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(8)　詳細は、入札説明書による。

(9)　問合せ先

①　平成 31・32 年度（令和元・２年度）一般競争参加資格の認定、入札手続に関する事項

イ）　申請方法について

当機構ＨＰ（https://www.ur-net.go.jp/order/info.html）を参照

ロ）　問合せについて

〒163-1382東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部　首都圏入札課　電話：03-5323-4782

②　公募条件に関する事項

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

技術監理部　工務課　電話：03-5323-2437

③　設計条件書等に関する事項

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

設計部　都市再生設計第１課　電話：03-5323-0649

以　上

ＦＡＸ申込書

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
設 計 図 面 等 交 付 申 込 書

申込日：令和　　年　　月　　日

工 事 件 名		**長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（C街区）建設工事**
設計条件書等の種類		※下記のどちらかの□を塗りつぶして下さい。 □ 設計条件書・現場説明書等のＰＤＦデータを ＣＤによる無償交付で申し込む。 □ 設計条件書を紙による有償交付、現場説明書等の ＰＤＦデータをＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	貴 社 名	
	御 住 所 （送 付 先）	〒　　－
	御担当部署名 御 担 当 者 名 連 絡 先 Ｅ －ｍａｉｌ	 電話番号　　－　　－ E-mail　　@
その他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※１　設計条件書等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送致します。

【申　込　先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

【送　信　先】FAX：03-5323-4785
（この番号は、総務部首都圏入札課のＦＡＸ番号）

【問 合 せ 先】独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部　総務部 首都圏入札課
電話：03-5323-2574

※２　この申込書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計条件書及び現場明書等を発送するために、コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップに開示、使用されます。

※３　図面等の交付は、建設会社に限らせていただきます。